

令和元年度第1回滋賀県社会福祉審議会概要

1 開催日時 令和2年2月13日(木)午後3時00分～5時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター 会議室3

3 出席委員(五十音順、敬称略)21名

上野谷加代子 江上陽子 尾崎美登里 小山万亀子 越智眞一 海東英和
崎山美智子 佐藤誠 白井京子 城貴志 高田佐介 塚本秀一 中島みどり
中村宗寛 中村裕次 花房正信 藤澤直広 丸本千悟 宮川富子 木沢成人
渡邊光春

4 欠席委員(五十音順、敬称略)6名

安部侃 伊崎葉子 北岡賢剛 清水和也 津田洋子 田野節子

5 事務局

川崎健康医療福祉部長、市川健康医療福祉部次長

健康福祉政策課：丸山課長、浅岡課長補佐、一伊達主幹、小寺主査、安達主査

医療福祉推進課：新垣課長、花部主幹

障害福祉課：酒見課長、橋本参事、清水係長

子ども・青少年局：園田副局長、小嶋副参事

6 進行

(1) 健康医療福祉部長あいさつ

(2) 諮問について

(3) 滋賀県社会福祉審議会規程の一部改正について

(4) 滋賀県地域福祉支援計画について

(5) 報告事項

- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行状況等について
- ・次期「淡海子ども・若者プラン」(案)について
- ・次期「滋賀県児童虐待防止計画」(案)について
- ・次期「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画(案)について

・令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。それでは、開会にあたりまして、滋賀県健康医療福祉部長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

皆さん、こんにちは。

本日は皆様方、何かと御多用の中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には平素より本県の健康医療福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っていることをこの場を借りてお礼を申し上げます。連日報道されております、新型コロナウイルス感染症が中国を中心に世界的に広がりを見せております。滋賀県では現在のところ感染者の確認がされておきませんが、いつ発生してもおかしくないという気持ちで対応にあたっているところでございます。県としまして、県民の皆さまに手洗い、咳エチケットに感染症対策に努めていただきますようお願いするとともに、帰国者接触者センター・相談センターを開設いたしまして、必要な事例については的確な対応させていただいているところでございます。是非皆様方にも、それぞれの立場で、この感染症の予防あるいは拡大の防止に努めていただきますことをこの場をおかりしまして、お願いを申し上げます。

さて、本日冒頭、2点ご報告をさせていただきたいと思っております。

昨年度、この審議会におきまして骨格の御答申を賜ります、滋賀県障害者差別の共生社会づくり条例につきましては、昨年10月、全面施行いたしましたところでございます。

条例が全ての県民、事業者の皆様にかかわるものでありますので、障害の社会モデルの考え方や、条例の内容について理解の促進を現在図っているところでございます。

本日、報告事項の一つとして、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

2点目同じく、昨年度、この審議会におきましてご答申を賜りました、「滋賀県再犯防止

推進計画」につきましても、昨年3月、各計画を策定いたしましたところです。「支えてよし・受け手よし・地域よし」。この三方よしの観点をもちながら、更生保護関係の団体の皆様とも連携をしながら、取組を進めているところでございます。

本日、次第にございますとおり、まず、今日は、平成17年3月に策定をしてから14年が経過をいたしております「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」、この改定につきまして、諮問をさせていただきたいと思っております。

人口減少、高齢化、国際化、価値観の多様化など、急速に社会は変わっております。

誰もが安全に安心して暮らせる、県民一人一人が幸せを感じることができるような滋賀を実現するため、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を改定いたしまして、福祉のまちづくりを進めていきたいと思っております。

また、来年度、計画期限を迎えます「滋賀県地域福祉推進計画」の改善に向けまして、皆様方が感じておられる問題意識や、切り口などにつきましても、ご意見を賜ればと思っております。

さまざまな生きづらさを抱えた人にどうつながっていくのか、あるいは、どうつながり続けるのかということにつきまして、今まさに地域社会が直面をしていると思っております。

一人の生活課題を地域の課題として捉えて、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、居場所の確保に取り組んでいく必要があるわけでございます。

こうした観点も踏まえまして、是非、皆様からご意見を賜ればと思っているところでございます。

本日は限られた時間ではございますが、多くの内容のご審議、ご報告をさせていただきたいと思っております。

皆様方のご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔司会〕

初めに、本日の審議会の出席状況をご報告いたします

委員27名の皆さまでございまして、現在19名の委員の皆さんにご出席いただいております

す。

委員総数の過半数のご出席をいただいております。

滋賀県社会福祉審議会条例の第6条第3号の規定に基づきまして、会議が有効に設置しておりますことをご報告いたします。

次に、各所属団体の役員改選等によりまして、本日、初めてご出席いただいている議員がお二人いらっしゃいます。ご紹介させていただきます。

ご御都合により欠席の委員が5名いらっしゃいます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

進行につきましては社会福祉法第10条の規定によりまして委員長にお願いしたいと思っております。

委員長どうぞよろしくお願ひいたします。

[委員長]

はい。

渡邊でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一言挨拶ということで、国、県、市町村の行政の施策とは、当然民意の反映と専門家の執権を考慮して県はつくられていると私は思っています。

そういう意味で、この社会福祉審議会にとりましても、本日構成する皆さん方が感じておられる民意や専門的な見地からご意見を賜ればと思っています。

本日の議題は、「ユニバーサルデザインの改善について」という新しいことでありますし、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題1「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改善については、事務局お願ひいたします。

[司会]

まず、健康医療福祉部長より、滋賀県知事から本審議会委員長への諮問書をお渡しさせていただきます。

なお、諮問書の写しにつきましては、お手元の資料、「資料番号1」により配布をさせて

いただいております。

〔健康医療福祉部長〕

委員長様、滋賀県知事三日月大造。

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定について、本県では、平成 17 年 3 月に、「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく施策の方向等を定めた、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定し、ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働により取り組みを進めてきました。

こうした中、平成 18 年、障害者の権利に関する条約が国連で採択され、障害は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであります。

社会的障壁を取り除くのが社会の責務であるという「障害の社会モデル」を示され、本県では平成 31 年 3 月に「滋賀県障害者差別のない共生社会福祉条例」を制定し、「障害の社会モデル」を基本とした取り組みを進めているところです。

人口減少や高齢化、国際化、価値観の多様化など急速に進む社会情勢の変化の中、誰もが安心して、安全に安心して暮らせる。県民一人一人が幸せを感じることができる滋賀を実現するため、福祉のまちづくりを一層進めることが必要なことから、障害の社会モデルや新たな知見を取り入れ、取り組みの裾野の拡大、具体的実践や目標の設定など、指針をより実効性のある内容に改定したいので、社会福祉を第 7 条第 2 項の規定に基づき、地域審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく申し上げます。

〔委員長〕

はい。

それでは、具体的なことを事務局から説明をお願いします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料 2 説明)

〔委員長〕

事務局の説明に対して何かご意見ございませんか。ご意見を願います。

〔委員〕

先程、課題や背景についてもらった意見等を踏まえてと仰っていましたが、私は障害者関係の仕事をしております。これまでに駅のバリアフリー化、エレベーターの設置等について当事者からかなり訴えがあったと思います。しかし、大津駅前ビルにエレベーターは、設置されなかった。多分、この条例がある程度あったにも関わらずいうところがあると思います。評価として、県はどのように捉えておられたのかなと思う。現状でも、滋賀県内の駅で、車いすの方はエレベーターがないため、結局使えないということがいくつもあり、それについては具体的にいつぐらいまでに設置するように計画されているのか。そのあたりが見えない。今、現状の中でどういう評価をされていて、どう改定をしようとしているのかということがないと、今までこうやったのでこうしたいという評価がない中で、やっってしまうのはどうか。事前に資料をいただいたので、少しそのあたりをちょっと気にしていました。

あと、インクルーシブ教育が進む中で、県内の小学校の状況しか確認してこなかったのですが、エレベーターが設置されている小学校はほとんど存在しない。インクルーシブ教育と言いつつも、養護学校、特別支援学校を増やして欲しいという要望があり、そのアンバランスがあると思う。そのことを、どのように評価されているのか知りたいと思っていました。

〔委員長〕

事務局お願いします。

〔健康福祉政策課長〕

はい、ありがとうございます。

現在の、例えば指針におきましては、そのあたりの数値目標等が設定されておられません。

そういう中で、どう見るかということですが、なかなか数字で評価しにくいという部分もございます。本日の資料の中では、一部ではございますが、課題背景として、記述式で書かせていただいておりますとおり、取り組みは道半ばというふうに考えているところでございます

大津駅の問題については、個別に何か指導ということはしておりません。確かに、現行のまちづくり条例に基づく整備基準においては合致しているということになります。ただ、滋賀県の県庁所在地の玄関の駅であるということについて、どういう風に考えるかということも、この審議会なり分科会の中で、意見交換をしていただいて、必要な取り組み等あれば、指針のほうに盛り込むことも考えていく必要があると考えております。

学校につきましては、基本的にはエレベーターを設置していくという方向だと聞いておりますが、当然、予算も絡むことです。計画的に取り組まれているというふうに考えております。なるべく、取り組みがさらに進むようにできるようなことができればというふうに考えてございます。

[委員長]

他にありませんか。

[委員]

2024年に国体と全国障害者スポーツ大会において、全国の方をお迎えする機会が滋賀県もあります。それについては、滋賀県を挙げて取り組んでいこうということでもあります。

いわゆる先ほどの、駅のバリアフリー等については是非滋賀県の主要事業とし、より積極的な取り組みになるように、この委員会からの答申の書きぶりにおいても、強く押していただいて、また我々議会でもその実現に向け、予算で応えていただくように努力をしたいと思います。是非、全国障害者スポーツ大会をきっかけに、滋賀県のバリアフリーの施設整備の面が進んだなあというようなことになることを期待したいと思いますので、お願いをいたします。

委員会の答申として、この委員会のご意見として。諮問に対して知事に返るわけですから、それは予算的な拘束力やそういうものも今まで以上に発揮できるのではないかと思います。

委員の皆さんのお声を、委員長さんが、冒頭で、みんなの声に基づいて委員会を進めていただくということでしたので、お願いを申し上げたいと思います。

〔委員長〕

事務局。よくお聞きください。

いずれにしろ、これからの検討の中で、その視点は滋賀県の国体・障スポを控えている中で非常にわかりやすいメッセージかと思います。当然そういうふうな方向で議論いただきますようよろしくお願いいたしますと思っています。

今後、分科会を設け、いろいろ進められるようですから、本審議会の意見として、その旨あったということを事務局からも伝えてください。

〔委員〕

ちょっと質問ということでお願いしたいと思います。

まず「ユニバーサルデザイン行動指針」をつくられた時には、条例は制定されてなかったし、「障害者差別解消法」も施行されていませんでした。

今の話は、基本的に、合理的配慮も義務として当然やるべき事です。県は条例に基づき、尚且つ、そのことの合理的配慮については、義務づけているわけですから、「ユニバーサルデザインの行動指針」の改定を待つまでもなく計画的に進めて欲しい。もう一つは、多分、ユニバーサルデザインの7原則があって、その中で「だれもが簡単に使える」が入っていると思う。

例えば、広島県が、子供の貧困について実態調査を実施した。実に四分の1が貧困層に分類される。尚且つ、最もしんどい、貧困世帯と言われているところが、子供の貧困対策の制度を活用しなといけないが活用してない。しんどい層ほど活用できていないという実態が浮き彫りになってきたと思います。

これは滋賀県ではそういう実態調査をやってないので、明らかになっていないけれど、私たちの日常のさまざまな隣保館を通じた経験から言っても、最もしんどく、課題を抱えた人ほどそういう制度のところになかなかありつけない。

ユニバーサルデザインの中に、つまり行政が行う様々な制度や施策について、本当に必要な人が使いやすいような仕組み。この福祉制度は、権利ですから、自ら申請しなかったら制度使えない。申請するところは、文章が理解しにくいとか、字が細かく書いてあるとか。それからもう一つは、本当にこの書類が必要なのかどうか疑問に思うような書類まで、

懇切丁寧にあの書類を持ってこい、その書類を持ってこいという形になってしまう。

だから、その二つの壁にぶち当たって、本当に必要な人たちが、その制度を使えない。これはまさにバリアフリーだと思う。やっぱり、今度の「ユニバーサルデザイン行動指針」を改定されたときには、まさに行政の皆さん方がつくった制度、施策は、本当に必要な人に使いやすいような、そういう仕組みづくりを、ぜひ、考えて盛り込んでいただきたいということをお願いいたします。以上です。

〔委員長〕

はい、わかりました。

〔委員〕

主な取り組みについて、目を通させただいて、最初の段落では、ソフト面、あとはハード面を取り上げておられますが、もう少しソフト面に重点を置いた方がいいのではないかと。今年は、オリンピック・パラリンピックの年でもありますし、アピールするにはいいと思います。例えば、車いすの方はバリアフリーにすることで解消できるでしょうけど、お一人で動かなければならないという前提です。

ところが、僕らが介助できる方法を生徒、社会人、みんなに教えるということはあったでしょうか。

階段があって、立ち往生しておられる車いすの方に対し、男性が2人いれば、両方から車いすを持って上げてあげられるのではないかと私は思います。

「エレベーターがないからこの駅は使えない。」というのではなく、いつでも2人ないし3人4人が、いつでも声をかけたら来るという風潮をつくれば、それが住みやすい地域づくりになるのではないかと思います。

抱えられるほうは不安で仕方がないかもしれませんが、それは、ほとんどの方が、車いすのどこをさわったらいいかわからない。

目の不自由な方の手を引っ張ったら怖いです。肘に掴まらせてあげないと、不安で仕方がない。そういうのも「みんな知っていますか」ということです。これは簡単なことですからお金もかからないし、そういう部分からスタートしていき、ハード面は予算が必要と

なることですから、徐々に何年もかけて整えていけばいいと思う。

もう少しソフト面を考えていただけないかというふうに思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。

福祉教育的な話なので、専門家のご意見をお願いします。

〔委員〕

今おっしゃったことは、もっともなことだと思います。

私も質問しようかと思っていましたが、2ページの「学びの場づくり、人づくり」は、一部の小中学校においてございます。これは全校が施行していないということですか。

一部だけの学校がこのような教育をされているということは、恥ずかしいことですよね。

だから、ユニバーサルデザインという言葉を使って教育しているのは、いろんなことをしているのかなと私は深読みをしたのですが、まず、これはどういう状況になっていますか。

〔健康福祉政策課〕

教育委員会に確認しておりまして、全ての学校で、福祉教育、ユニバーサルデザインの社会づくりであるとか、バリアフリーのことについて考えさせる授業等を総合的な学習の時間に取り組んでいるかという点、全てではないというふうにお伺いしておりましたので、「一部の」という表現を使わせていただきました。

〔委員〕

今おっしゃったようにこの答申が出る前からもできること、総合的学習を使わずにできることがたくさんあります。

ですから、他県に比べて、このあたりも、ややまだまだな状況かなと思います。ソフト面は、もちろんハード面がなければ、そういった動きませんが、教育委員会等々も頑張っていたかかないといけないかなと思います。データを、出していただかないと、多分、専

門分科会が困られると思います。徹底した調査を入れてください。調査が入りますと必ず、現場は動きますという場合もあります。横浜や広島とか福祉先進県との比較をやっていたくのも一つの手かと思う。

〔委員〕

関連して、物的なバリアフリーよりも心のバリアフリーとありますが、そちらが弱いと感じていました。

まして、私ども保育団体では、保育教育でもまだ至っておりませんので、就学前教育の中でそういった心のバリアフリーに取り組む必要性を感じているところです。

ユニバーサルデザインの周知が、まだまだ私ども保育団体ではされていないという現状がありますので、そのことについては、協議会としても取り組んでいかないといけないと思っているところでございます。

今、委員がおっしゃったことで、私も全く同感ですが、自分が今、福祉の仕事をしておりますが、横断歩道の段差があるところで、車椅子の方が困っておられてもなかなかパッと手が貸せないですね。手伝っていいのかどうかを考えていますが。幼稚園、保育園、認定こども園の間から、そういった車いすの人と関わっていないから分からない。

しかし、例えば、障害者施設で育つ子どもたちは、小さい時からそういった人たちと出会っているので、車いすの人が来ると、「おっちゃん、歩けへんのか。」「ここ、ボコボコやから手伝ってあげようか。」と言う。そういうことを思うと、もっと心のバリアフリーに取り組んでいくことが、お金かからないということもありますが、私は先決かなという気がします。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。

あまりお金かからないと言うと、行政が安心しますので。行政の仕事は、啓発の仕事と考えましょう。意識の面、教育上の啓発はお金がかかる。あまりハードとソフトに分けない方がいいかなという感覚を持っております。これが正しいかどうかは知りませんが、私の持論であります。他ございましょうか。

〔委員〕

まず、先ほど駅のエレベーターのこと等をおっしゃられましたし、駅にエレベーターを設置するとなると、市町の資金面で非常にお金がかかる。彦根駅もやっとエスカレーターが設置されましたが、ほとんど市のお金で設置したと聞いている。なかなかJRとうまくいかないと聞いている。その辺で、本当に、必要なものかどうかというのはやはり市町でもしっかりと考えていかなきゃいけない問題だと思います。

それと障害者の方に手を貸すということは本当に難しいことです。私も、性格的には本当にすぐ手を出したいタイプです。でも、本当に手を出していいのかどうかっていうところがあって、障害を持っておられる方でも自立して、自分でやりますっていう方もいらっしゃる。そうすると、私たちと接点が少ないとか、家族とかが近くにいらっしゃるいいでしょうけども。教育というのでしょうか。社会づくりですね。

だから、本当に必要としてらっしゃるかとかということのをどのようにシグナルを出してもらおうか、本当にお手伝いをしてもいいのか、その兼ね合いを私自身がよく感じるかなので、何か気楽にそういうことに取り組める社会づくりというところが、まだまだ私たちの周りには少ないのではないかなと。

あるいは、そういうところを解決していけば、お手伝いもしやすい世の中になるのではないかなと思います。

〔健康福祉政策課長〕

ありがとうございます。

今そこですることをするということが大事かなと思っています。

ご指摘があったとおり、「共生社会づくり条例」ができて、合理的配慮をしないところが差別になるということになってございます。

この指針改定を待たず、その場で求められることを具体的にやるということは、共生社会づくり条例の中で、現在、取り組んでいるところでございます。

この条例とこのまちづくり条例に基づくユニバーサルデザインがこれから車の両輪のようになって、全体でバリアフリー、ユニバーサルデザインが進んでいくというふうに考えてございます。

心のバリアフリーにつきましても、このユニバーサルデザインの指針の要素の一つというふうに考えております。

心のバリアフリーという言葉が滋賀県でそのまま使用するかも含めて、ご審議いただきたいというふうに思っておりますが、必要な点というふうに考えております。

〔障害福祉課長〕

障害福祉課です。

「差別のない共生社会づくり条例」について合理的配慮の範囲について、例えば、県民の皆様が迷われた時、やはり相談に応じられる体制の整備をしております。具体的な事例を使った、わかりやすい質疑応答集でありますとか、そういったガイドラインをつくって、積極的に医療団体さん等にも出前講座ということで周知啓発に力を入れています。

〔委員〕

もう一度、ちょっと先程、言葉が足りなかったなと思ひまして。合理的配慮とかいろいろなことを申しましても、例えばですが、近江塩津駅の階段を皆さんご存じですか。

あそこは車いすを横で担いで上がれるレベルの階段ではないですよ。琵琶湖環状線のハブにもなって、北陸からみえる方の乗り換え駅でもあるのですが、とんでもない階段です。この合理的配慮というものも、限られた予算で決まっていますので、どうしてもやはり大津や草津等の人口密集地の方の理解がないと、ああいう乗り降りのあまり多くない駅にエレベーター設置とか、バリアフリーの施設の順番が回ってこないですよ。

滋賀県は、以前は、均衡ある県土の発展ということを目標にしていますが、ある段階から選択と集中という言葉がたくさん言われるようになり、選ばれる場所、集中する場所というものが、格差ができてきていると思います。

ですから、近江塩津は、いつまでたってもほったらかしで、使えないことになります。ハードの面においても、そのソフトの面も大変大事です。ソフトの面は金額が小さいので、皆さんも議論がしやすい部分もあると思いますが。

今回、彦根の国体施設が200億円で落ちなくて、20億円増額して入札しました。20億円あったら、エレベーターが幾つもできますよね。

滋賀県は 5700 億円の予算を動かしている組織です。この審議会の皆さんのご意見はやっぱり遠慮せずに、ハードの面においても、私は出していただけるといいのではないかと思います。ちょうど、国スポ・障スポ、全国のスポーツ大会もありますので申し上げました。

〔委員長〕

はい。

ありがとうございます。

他に何かございますか。

〔委員〕

障害者の団体の一つでございます。

障害者の行動があるとバスの問題がものすごい問題になっておりまして、今現在稼働できるのは、滋賀県で 2 台か 3 台しかない。それで、今度の大会が動けるかみんなが心配しているのです。何かうまいことやっていただけるとありがたいと思います。

多分、近江線でいろんなことが起こっていますので、それもちよっとまた何か皆さんとともに話していただければいいのではないかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

〔委員〕

私も初参加ですが、議員という立場で、一言申し上げさせていただきたいと思います。

現行の行動指針に「全ての人が個人として互いに尊重し合い」ということで、誰もが自分のこととして考え、みんなで取り組むというふうに、この当事者が全ての方というふうに書かれています。しかし、この計画や指針に限らず県全体の方も今の計画のつくり方とかなを見ているときに、大人だけで作っていいのかということも本当に思います。

当然、このユニバーサルデザインは、今申し上げたようにあらゆる年代の方にかかってくる問題です。先程も改定の視点のところ、「当事者初めとした県民が参画し、意見を反映させる仕組み作りについて」ということがありましたので、その辺で、今申し上げたことを検討いただきたいなと思います。昨年 12 月に、県が主催する子供県議会が開催され

まして、私も傍聴させていただきました。小学生中心で一部中学生が、子供議員さんとして活躍いただいています。特に昨年12月、議会の中で取り上げられていたのがまさに今議題になっているような「福祉滋賀のまちづくり条例」に関するような、バリアフリー、ユニバーサルデザインに関するような議題を子供さんがしっかり自分の目線で勉強し、いろんな方にお話も聞いて、これからしっかりとした提言を知事初め執行部に出されていきました。

子供さんの意見を直接聞く機会はなかなかないかもしれませんが、県であれば、今、幼児教育とかに関わっている大学もたくさんあります。

18歳以上の選挙権というのは、その他に投票するというのではなく、社会の参画権ということでございますので、高校生でも福祉について学んでおられる方がたくさんいらっしゃいます。いろんな場面で、そういう人らに参画していただく。自分が若くとしてつくったようなものでないと、本当の意味でみんなが本当に参画したということができないと思っています。分科会でそういう方が入るのか、あるいは、また別のワークショップみたいなことができるか分からないですが、今回の改定に当たってはご検討ください。

〔委員長〕

事務局はご検討ください。

〔委員〕

今、委員がおっしゃった部分と少し重なる部分もあるかもしれませんが、分かり易さの部分はやはり当事者の方、ご本人にまとめていただくことがすごく大事なことだと思っています。

前回の指針を拝見させていただく中でも、もう少し進める側の意見論調で書かれている部分がたくさんあります。まとめ方の一つの工夫として、例えばですが、働く、遊ぶというような、そういう当事者の方からの視点の中でまとめていくということもすごく大事な視点だろうなというふうに思います。以上です。

[委員長]

ありがとうございます。

資料の改定検討における視点が幾つか、各委員から出ました。

その辺は、考慮いただき今後検討してください。次の議題に移ります。

[健康福祉政策課]

(資料3 説明)

[委員長]

それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

では、お諮りいたします。

滋賀県社会福祉審議会規程を以上改善することにご異議ありませんか。

[委員]

(全委員) 異議なし

[委員長]

はい、ありがとうございます。

では、滋賀県社会福祉審議会規程を一部改正することに決しました。

次に議題3。「滋賀県地域福祉支援計画」の説明を事務局お願いします。

[健康福祉政策課長]

(資料4～6 説明)

[委員長]

では、ただいまの説明について、皆さん方のご意見をお伺いいたします。

よろしくお祈りいたします。

〔委員〕

人権センターは、県の方から補助を受け、各市町で設置をされており、地域総合センターの運営助言をやっている。これは通常、隣保館は、第2種社会福祉施設です。第2種社会福祉施設を活用して、小学校単位あるいは中学校単位を一つの単位として、地域福祉を含めて取り組みをしているが、この福祉計画の中に隣保館の活動や隣保館の取り組みがどこにも出てこない。これは、隣保館は、1969年度は同和対策事業特別措置法という法律に基づいて制度化されてきた。これは、同和対策の施設であって福祉の取り組みではないという考え方を県は持っておられるのか。もしくは、第2種社会福祉施設としての地域福祉の重要な社会的資源であるということも含めながら、地域福祉計画をどう策定していくのか。

県としては、例えば、各市町村が地域福祉計画を策定するときには、必ずその点について、隣保館の取り組みを含めて、計画を立ててくださいとかということ具体的に指示されていると思う。私は厚生省が打ち出していた生活困窮者自立支援の中の仕組みはまさに隣保館が今日までやってきたことを生活困窮者自立支援法という形に焼き直した施策だと思っている。

そうすると、やはり隣保館での取り組みの経験をどう具現化していくか。これは人権センターとしても取り組まないといけないが、少なくとも県としてもそのことを今後、計画の中に盛り込んで欲しい。

地域の中で見たときに、生活困窮者というのは、残念ながら同和地区に集中しているという現実もある。そういうことを考えれば、地域総合センターをしっかりと計画の中に位置づけ、それぞれの活性化、充実も含め、今後策定いただきたい。以上です。

〔健康福祉政策課長〕

来年度、改定策定をする計画でございますが、国の資料にもございますとおり、2ページに、都道府県域の計画については、例えば、単独の市町村では解決が難しく課題を抱えるもの、市町村間の情報教育であるとかが求められております。

それは基本的には市町村の地域福祉に資するものを検討して、県でしかできないことをやっていくことかと考えております。

つきましては、まずは市町さんのこの地域福祉の取り組みについて十分聞かせていただき、その状況、実態、課題を聞かせていただいた中で県の計画をつくっていく必要があるかと思っております。委員からのご指摘の点については、また、市町にお尋ねをして、検討していきたいと考えています。

[委員長]

現在の地域福祉支援計画策定に携わられた委員いかがですか。

[委員]

激変する状況の中で、共生社会をどうつくっていくかということが、ガイドラン的に言うと、この地域福祉支援計画の中にも全部入れられてしまったのが実情です。何が激変かと言いますと、グローバル社会の中で、日本だけが、「差別をしません」とか、「よその国はしていないが、日本はしています。」では困りますと。要するに、人々が流動化しますので、そういう意味では、世界で活躍するということを考えた時に、きっちり、そういう教育、医療もそうですけれども、何よりも地域社会の中で暮らす人々の意識も含め、きっちりと変えてほしいという無理難題なものが枕に必ずつくわけです。

今回は、そうでございます。そして、たくさん法改正された。それが一つ。

そして、SDGs なんかもそうですが、あらゆることがこの地域福祉という日本独特の言葉の中に、政府としては込めている。ほとんどの福祉施策が、海外からきたものでございませぬけれども、この民生委員制度、地域福祉、共同募金は日本で作った。考え方が欧米から入ってきたとはいえ、独特の共同募金法等をつくったわけです。ですから、そういう意味で非常に思い入れがございましてということで今、だんだんと追加されている状況でございます。

例えば、参加と協働でつくりますっていうのをユニバーサルのこともあるのですが、参加と言いましても参加は、少なくとも三つあるのです。社会的参加、政治的参加、経済的参加です。それは、今おっしゃったように、社会参加のためには拠点っていうものを活用しながらどう参加を促します。隣保館であれ、個人の住宅であれ、何であれ、民間企業であれ、その拠点をどれだけつくっていくかということですので、今つくる分には、隣保館

だけではなく、あらゆるものが、フォーマル、インフォーマル、セミフォーマル。あらゆるものが、県民として市民として参加を促進するためにお手伝いいただかないといけないだろうということです。

次の政治的参加です。障害者の選挙権が本当に使われているだろうか、高齢者の選挙権だって、ひょっとすると、80歳以上はいかない時代がもし来たとしたら、今よりも選挙の投票率が下がっていくわけです。

そういうことを計算されている学者もおられて、やはり選挙だけではなしに、一言物を言うと、PTAであれ、地区活動であれ。滋賀県は割と、かなり参加力が高いんですが、いろんなところに参加していただく、老人クラブもそうです。

三つ目が経済的参加です。

経済的参加は就労ですが、共同募金運動も市民としての経済的参加です。要するに、赤ちゃんからお年を召された方まで、1番の経済的参加ですけれども、あらゆるところで、依存も含めてみんなで参加しながらつくっていく社会という。税金はもちろん参加しているのけれども、あらゆるところで、私たちが支払っている税金を効果的に活用しよう。

それぞれの立場で、かなり新しいものを出そうと思えば、今申し上げましたように、小中学校の参加。これも当然の社会ことだと思います。今日、委員の方々がおっしゃったのは全部これ読んでこられたかなと私は思うぐらいに、全てのキーワードが入ってありました。

とても難しい段階が来ております。前回つくりました支援計画は、かなりいいものを作ったと思います。厚労省からも来ておられましたので、先取りして作っていただいたのです。しかし、これでもやっぱり次の段階に行かざるをえないという訳です。居住権の問題、交通権の問題、権利擁護センター、もっとしっかりしろという感じなのでしょうか。

それから、一度にできるかどうか分かりませんが、これは知恵を借りて実効性のあるものにしていくということが必要でしょう。そしてもう一つ、いくらいいものをつくっても19の市町に影響がないです。

滋賀県がそうなのかよくわかりません。

私は、いろん都道府県の仕事をさせていただいておりますが、かなり多くの場合、都道府県が言うと、半分ぐらいの市町がついてきてくれます。滋賀県は、いい意味では自治

がある。

首長さんが、もう自信もっておやりなっているし、それはいいと思います。せっかくこれだけの人でつくったものが、市町で活かされるようにするにはどうしたらいいか、このところを是非、委員の皆さま方と一緒に、県議会の方々と一緒に、何か地方巡業するとか、何か考えまさんと、ちょっと虚しさを感じてしまうということです。

〔委員〕

今、先生のほうからお話がありまして、折角、みんなで議論し、県で決めた方針だが19市町に響いているのかということでもあります。一つは、それぞれの19市町がそれなりに自分の考えを持ってやっているという、評価をいただきまして僕も確かにあると思います。滋賀県自体が障害者福祉をはじめとして、しっかりと地域でやってきたという自負があるからこそ、自分たちの町のことはしっかりやろう、こういう思いもあるだろうと思いますが、それは、いい恰好のほうです。もう一つは、確かに先生おっしゃったとおり、いろんなバージョンの打ち出しが、この時代の中で大事だということで、バンバンを打ち出されてくることをしているのです。

しかし、それを受けとめて、実施をするにはやはりマンパワー、専門性も含めてマンパワー、さらには予算、こういうものが必要になるわけでありまして。そのことがなかなか人材的にもついていくことが難しい部分もやっぱりあるのではないかなと思います。

障害者の部分であっても、介護の部分であっても、全部これは、地域ぐるみでやらなければならないよ、というような最後の打ち出しみたいなものになっているのですけれども。

そんなことは、昔から我々わかっているわけでありまして。その中で、何をマンパワーや財源の中で優先していくのかということについて、議論をしながらやっていこうということです。せっかく県レベルで崇高な方針を出していただいても、全てが全て一旦受けとめたとしても、直ちに全てが実践できるのかということ、そこは、市町だけでなく、県当局も含めて直ちに実践に結びつかない。それは結びつけないということじゃなく、それをバイブルにしながら、向かっていこうという努力はしています。しかし、これはオールジャパンでこそだと思えるのですけれども、財源、人材の課題があるのでないかなと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。

私の場合、地域福祉のコストは誰が払うかという、共感がないですよ。

要は介護保険であれば、保険という財源があります。障害福祉は、税金で担うというルールはあります。だけど、地域福祉には、その財源というのは、自助、公助、自立という三つのバランス、いわゆるどうしても共助と自助が強調されるわけです。

だけど、地域福祉の公助にはなかなか強調されない。その辺のところは、社会不毛の問題でもあるし、逆に言うと長所でもあるわけです。

それから、さまざまな参加の拠点をいかに活用していくかということが重要ではないかなというふうに思ってます。

〔委員〕

地域福祉について私の周りの人に聞いたら、要介護 1、要支援 2 が市町に回ると。その部分についても、いわゆる介護施設がどうかというよりも地域で何とかしてくれるようなものやと話しました。一応、その部分のケアに対するお金とかも国を通じて、県を通じて、市町に来て、それが既存のケアのサービス提供、機関にしか行っていないと。

しかし、これから高齢者、介護人材が減る中で、改めてその地域でどう助け合ったり、ケアをしたりするビジョンが描けるのかなあという話が大事であるという話になりました。やはり今まで、持続可能なケアが回る仕組みであるとか、その地域の特徴を活かして、今までと違う形の地域福祉の場面や方法とかが必要。滋賀県は、幸い地域の憩いの家、草根ハウスという拠点については結構あるように思います。それを今までの老人会、それはもう私の地元の高島ですから、次々なくなっていっているという状況で、民生委員もなり手が無いのをなぎ倒してなっていたらいいというところですか。また、滋賀県は全国屈指の高齢県。健康長寿についてもうちちょっと頑張る余地があります。そういう中で是非、地域福祉の次の姿を県が頑張っていただくと、市町もなるほどな、と思いついて参考にするでしょう。子供食堂でも、県は頑張っていると言うのが、地域においたら月 1 回の開設とか。どれだけの効果があるのか、みたいなちょっと意識のズレもあるような気がします。

第三者評価も滋賀県は、まだ十分ではない。やっぱり介護保険料を払っている間に、ちゃんとその分のサービスを得られているのかとか、子供の分野もあると思いますけれど。そのことについての専門の先生、ご助言をいただけたらと思います。

〔委員〕

ケアは、ミックスです。これは、ご家庭でもそうだと思いますが、全てが公費で、障害者のケアもそうですけれどもできるものではないので。それこそ、医療サービスから、介護サービスから、あるいはお手伝いをさせていただく人から親戚の方から近隣の方まで、要するに24時間考えましたら、それぞれがちょこちょこちょこ重なり合っただけということが成り立ちます。介護保険制度が崩れてきているのは事実であって、それをするだけお金のことがあります。

そのお金の配分の中で、上手に持っていきましょう。国にしても、今回の法改正がうまくいくかどうか、課題なのですが。障害者福祉で使っているお金と高齢者福祉で使っているお金、これらのお金を一緒に使ってもよろしいという、案はちょっと出たのですが。今回、法改正がうまくいきそうと聞いております。ですから、それが行きますと、効果的、効率的に使えるのです。今までも滋賀は、割とそういうこともやってこられたと思います。工夫して。だけど、堂々とできるということ。そのお金の問題の使い方ですけど。

それができるような時に、今度、市町がそれだけの知恵を出して、どうデザインができるかです。都市計画の中で、あるいは教育と一緒に組みながら、教育予算をどれだけ上手に、福祉的な予算を福祉的に活用できるかという。それを一番よくやっているのが、福井県の堺市、豊田です。モデル事業として、新しくまた出ておりますけれども、そういう意味では、いろいろ工夫を議会としてなさっていく。こういう時代に市町の議会がなさっていくという時代に入って、いい意味の競争が始まるじゃないかなと期待しています。

〔委員長〕

ありがとうございました。

それでは、いろいろあると思いますが、今後の検討ということで。

時間の関係もありますので、次の報告事項に進ませていただきます。

〔障害福祉課長〕

(資料7 説明)

〔委員長〕

何か御意見ございますか。

よろしいですか。

では、続きまして報告事項、事務局お願いします。

〔子ども・青少年副局長〕

(資料7～9 説明)

〔委員長〕

はい、ただいまの説明を受け、ご意見等ございましたら。

〔委員〕

児童虐待の関係ですが、虐待を受けた子供、若者たちというのは、心に大きな傷を負っています。親と一緒に生活できないため、どこかが引き取るという形になるのですが、そういった暴力を受けた子供たちの心の傷というのは、自分がもう生きていく価値がない、世の中に自分は必要がないんだというのが芽生えてくるみたいです。そうすると自ら命を絶っていく若者たちというのが出てくるのです。心のケアというか、そういった対策がこの中には、なかなか見出せないところがある。虐待がないのが1番いいのですが、実際に虐待は行って、その子達をどのようにしたら救えるのかというようなことをもうちょっと強く欲しい。それから、自ら命を絶つ人たちの防止対策というのが、もう少しどこかに入っているといいのかなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

〔子ども・青少年局副局長〕

概要版で少し言葉足らずだったと思いますけれども、そういった、心のケアは本当に重要な視点だと考えておきまして、心理面であるとかそういったケアにつきましてははっか

りプランの中でも、計画の中でも位置づけております。

また、未然防止という部分におきましては、施策の柱1で記載をしております、特に体罰のない施策の推進であるとか、それから、権利擁護の取り組みという部分で、この部分につきましては書かせていただいております。

また、児童福祉法の改正に伴いまして、子供の権利を重要とすることが、平成28年度に改定されておりますので、そういった視点を踏まえて書かせていただいております。

〔委員〕

これは最終案ですので、言っても仕方がないかもしれませんが、こういうDVであったり、児童虐待であったり、どこへ通報するかは非常に多岐にわたると思います。

できれば、児童虐待とDVは多分同じものです。事件がありましたね。母親が子どもをいじめていることを黙っていた。これはワンストップで何とかありませんか。

どこかに通報すれば、同時に動き出すという、そういうシステムを滋賀県がフットワーク軽く動いていただけてやっていただけると、我々通報する側も、非常に楽だと思うんですね。

それから相談をする側も、ワンストップでやっていただければ、同時に、警察も含め、みんなが動き出すと、そういうようなことを考えていただけるといいかなと思います。

性的被害も、ワンストップになりましたね。強姦されましたと1カ所で、言えば全部が動き出すっていうふうになったので、同じようなことを考えていただければと思います。

〔子ども・青少年局副局長〕

面前DVは児童虐待になりますのでかなり関連しております。野田市の事件が、そういった事例でございまして、児童虐待防止対策が強化されたこともございますし、先ほど申し上げましたとおり、DV防止法の方も、法律が改正されております。

そういったことを踏まえまして、本県のこの計画には、しっかり連携強化をしておりますし、現在も、子供家庭相談センターにおきましては、DV相談、児童虐待相談も相談対応して、情報共有も図っているところでございます。本県におきましては、平成25年度から、警察の現役職員が、配置されており、警察とも連携を図っているところでございます。お

っしゃっていただいたとおり、通告があったとき、それから、社会に戻っていく時につきましては、市町と連携しながら取り組みを強化していきたいと考えております。

〔委員〕

それはだからどこに行ったらいいかわからない。学校、警察、県庁に行っても、相談を受けるという体制をつくってほしい。法的に、連携を取っていることは分かる。しかし、最初の取っかかりが、わかりにくいと思いませんか。

子供をもつ親は学校でしょうし、我々は保健所が相談窓口と思うでしょう。みんな総合したような窓口を県ならできる。

〔子ども・青少年局副局長〕

周知をもっと徹底していきたいと考えております。

〔委員〕

どこにでも言うてくださいよ。そういう周知が必要です。

〔子ども・青少年局副局長〕

ありがとうございます。

〔委員長〕

児童虐待が、皆さん、ある程度通報という観念が根付いてきていると思いますが、さらに必要なことは取り組んでいかないといけない。

48 時間 24 時間対応される緊急のものと、さまざまな事案がありますので、非常にその辺の困難性もあることも御理解いただきながら進めていかないといけないのかなと私は思っています。

次の議題の説明を事務局お願いします。

〔健康福祉政策課〕

(資料 1 1 説明)

〔委員長〕

今の説明の中で、というか御意見、御質問ありますか。

よろしいですか。

長時間御苦勞ありがとうございました。

それでは、事務局お願いします。

〔事務局〕

はい、ありがとうございました。

最後に、部長より御礼の言葉を述べさせていただきます。

〔健康医療福祉部長〕

それでは閉会に当たりまして一言を申し上げたいと思います。

本日は最後まで終始、熱心に御議論賜りまことにありがとうございました。

いろんな視点から御意見賜ったと思っております。

最初のユニバーサルデザイン行動指針に関しましては、やはり時期的に、2024年の国ス
ポ障スポを見据えて、それをきっかけにメッセージを出したらどうかということ。

あるいは行政のシステム、制度といいますか、そういうものがなかなかとり着けない
方が多い。いわゆるハード、ソフトというものとまた別のシステム、行政システムそのも
のユニバーサルデザインというのは、考える必要ではないかと。

そのほかソフトについては、広く、対応の仕方というものを、学んでいく啓発の大切さ、
これについては学校教育あるいは幼いころから、やっぱり親しんでいくということの充実
を図ることが必要ではないかのご議論をいただきました。一方でやっぱり、駅のバリア
フリーやバスといったハード面での整備、これも大切であると。

それから議論の過程ではですねやっぱり大学生や高校生など若い方の参画を進めるべき
であるとか、最後の取りまとめはやっぱりわかりやすく、本人の視点を大切にしてですね、

我々進める側ではないっていう理屈で考えていく必要があるんじゃないかという貴重な御意見を賜ったと思っております。

また、地域福祉支援計画につきましても位置づけをどう考えるのか役割をしっかり考えるべきではないか。

あるいは、政治や社会経済的な参加、そういう参加の拠点を広げていくということの大切さ、それとこの県の計画、実際は、市町でやっぱり、現場を持っておられます市町にどう活かしていただくのかというようなことを十分考えるべきではないかということと、この地域福祉実現の財源の問題、継続性の問題どう考えるのかというような、さまざまな観点から御意見賜りました。

我々事務局としましてもいただいた御意見をもとに今後も検討進めたいと思っております。皆様方にも引き続き御議論を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますがお礼の言葉とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

ありがとうございました。

[事務局]

以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。